



柏崎市へのU・Iターン者で新規就労先が内定した方に  
5万円を補助します

# 新生活応援 補助制度

## 柏崎市U・Iターン新生活応援補助金

### 【対象者】以下のすべてを満たす方

- 申請時点で35歳未満の方
- 申請時点で新規就労先の内定から3か月以内の方
- 雇用先が、柏崎市内に主たる事務所（本社・本店）を有する企業等である方
- 国家公務員又は地方公務員でない方
- 雇用期間等について以下のいずれかの方
  - 1 雇用期間に定めがない方
  - 2 雇用期間が1年以上の見込みで、1週間の所定労働時間が30時間以上の方
- 転入について以下のいずれかの方
  - 1 市外在住の方で「新規就労先内定後」及び「当該補助金申請日後」、本年度内に柏崎市に転入する方
  - 2 高校や大学等へ進学のため柏崎市内に転入した方で、在学中に新規就労先が内定し、引き続き柏崎市に在住する方
- 他のU・Iターンに関連する補助金等を受けていない方、受ける予定がない方
- 市税などを滞納していない方
- 当該補助金を活用したことがない方

【補助金額】

5万円

### 【申請方法及び必要書類】

以下の手順で必要書類を柏崎市元気発信課に提出してください。  
本年度内に、2回の手続（交付申請と実績報告）が必要です。  
全ての手続が完了してから1か月後に補助金の交付が行われます。  
（手順1と手順2の書類提出後に、それぞれ通知があります。）

#### 1 市外在住の方で、新規就労先が内定した後、柏崎市に転入する方

手順1 転入前かつ内定後3か月以内

- 交付申請書  内定や雇用期間等が確認できる書類
- 転入前の住所が確認できるもの※

手順2 転入後かつ補助金交付決定日が属する年度の末日（令和3〔2021〕年3月31日）まで

- 実績報告書  転入後の住所が確認できるもの※
- 柏崎市税完納証明書（市役所で取得できます。）

#### 2 高校や大学等へ進学のために柏崎市内に転入した方で、在学中に新規就労先が内定し、引き続き柏崎市に在住する方

手順1 内定後3か月以内

- 交付申請書  内定や雇用期間等が確認できる書類
- 進学前の住所が確認できるもの※  学生証又は在学証明書の写し

手順2 補助金交付決定日が属する年度の末日（令和3〔2021〕年3月31日）まで

- 実績報告書  転入後の住所が確認できるもの※
- 柏崎市税完納証明書（市役所で取得できます。）

※住民票、マイナンバーカード、運転免許証など

※令和3（2021）年4月以降の補助金は、市の予算成立が前提であり、現段階で支給を確約するものではありません。  
※本紙記載の内容は予告なく、変更する場合があります。  
※申請多数の場合は、受付を早期に締め切る場合があります。

補助金の申込み・問合せは、柏崎市元気発信課 ☎0257-21-2311 まで